

入札説明書

1 発注工事の概要

工 事 名	米子市無線放送施設更新工事（第3期）
工事場所	米子市彦名町6061番地1ほか
工 期	本契約の締結の日から平成31年3月15日まで
工事内容	<p>本件工事は、米子市彦名町ほかにおいて、無線放送施設を更新するものである。</p> <p>(1) 再送信子局整備 1局</p> <p>(2) 屋外拡声子局整備（建て替え） 80局</p> <p>(3) 屋外拡声子局整備（移設） 4局</p> <p>※詳細については、別に定める仕様書のとおり</p>
予定価格	431,393,040円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
調査基準価格	<p>次の計算式により算出された額。なお、調査基準価格は、予定価格の3分の2以上で設定し、当該計算式により計算した価格が予定価格の10分の8に相当する額に満たないときは、予定価格の10分の8に相当する額とする。</p> <p>{直接工事費（機器費×0.9+直接工事費+機器管理費+技術者間接費）+共通仮設費+現場管理費×5/10+一般管理費×5/10}×1.08</p> <p>※本件工事における直接工事費は、機器費に0.9を乗じて得た価格、直接工事費、機器管理費及び技術者間接費の合計額とする。</p> <p>※直接工事費、共通仮設費、現場管理費に10分の5を乗じて得た価格及び一般管理費に10分の5を乗じて得た価格の合計額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>
契約保証金	請負代金の10分の1以上とする。ただし、低価格入札者が受注した場合は、請負代金の10分の3以上とする。
前 払 金	請負代金の10分の4以内とする。ただし、低価格入札者が受注した場合は、請負代金の10分の2以内とする。
部分払又は 中間前払	米子市建設工事執行規則（平成17年米子市規則第106号）の規定に基づく部分払制度か中間前金払制度のいずれかを仮契約締結時に選択。

2 入札参加資格者

入札参加資格者は、市長が定める平成29年度及び平成30年度の建設工事指名競争入札参加資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）を有する者3社によって自主的に結成された共同企業体で、次の表の中欄に掲げる項目について、同表の右欄に定める条件を満たす者とする。

	住所要件	構成員のうち少なくとも1社は、市内に本店を有すること。
	代 表 者	<p>次に掲げる条件の全てを満たした者であること。</p> <p>(1) 指名競争入札参加資格において、電気通信工事の資格を有していること。</p> <p>(2) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を有していること。</p> <p>(3) 鳥取県内に本店又は支店若しくは営業所（平成30年6月1日現在で、契約の締結に関する権限についての年間委任状が、米子市に提出</p>

共同企業体としての条件		<p>されているものに限る。以下同じ。) のいずれかを有していること。</p> <p>(4) 平成20年度以降に、電気通信工事(軽微なものを除く。)を単独で、又は共同企業体の代表者として、施工した実績があること。</p> <p>(5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証(電気通信工事業に係るものに限る。)の交付を現に受けている者で、かつ、当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、入札参加申込みの日の3か月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。)にある者を、本件工事に専任で配置することができること。</p> <p>(6) 最も大きな出資比率を保有していること。</p>
	代表者以外の構成員	<p>次に掲げる条件の全てを満たした者であること。</p> <p>(1) 指名競争入札参加資格において電気通信工事の資格を有し、かつ、市内に本店若しくは支店若しくは営業所のいずれかを有していること、又は指名競争入札参加資格において電気工事のA級若しくはB級の資格を有していること。</p> <p>(2) 指名競争入札参加資格において電気通信工事の資格を有している者にあつては、電気通信工事に係る主任技術者を本件工事に専任で配置することができること。この場合において、当該主任技術者は、当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。</p> <p>(3) 指名競争入札参加資格において電気工事のA級又はB級の資格を有している者(指名競争入札参加資格において電気通信工事の資格を有している者を除く。)にあつては、電気工事に係る主任技術者を本件工事に専任で配置することができること。この場合において、当該主任技術者は、当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。</p>
構成員としての条件	出資比率	出資比率を20パーセント以上保有していること。
	重複禁止	本件入札において、他の共同企業体の構成員でないこと。
	設計業務受託者との関係	<p>本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱(平成19年6月1日施行)第7の4に掲げる関係を有する者でないこと。</p> <p>※設計業務受託者 鳥取県鳥取市古海字下池ノ内502番2 株式会社エイト日本技術開発鳥取支店</p>
	指名停止	入札参加申込みの時点において、米子市建設工事等指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成17年12月21日施行)に基づく指名停止措置(以下単に「指名停止措置」という。)を受けていないこと。
	経営状況	破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
その他	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。	

3 設計図書の販売等

本件入札における設計図書の販売については、次のとおりとする。なお、入札者は、必ず当該設計図書の購入をすること。（図面は、米子市ホームページからダウンロードすることはできない。）

販売場所	<p>(有) 山陰コピーサービス 電話 0859-32-7230 FAX 0859-35-0669 ※購入希望者は、必ず事前に米子市ホームページ掲載の申込書様式にてファクシミリで販売店に申込みこと。なお、申込み後の購入キャンセルはできない。</p>
販売期間	<p>平成30年8月6日（月）から同月30日（木）までの日の午前9時から午後4時まで。ただし、次の日は除く。 (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (2) 販売場所の休業により、平成30年8月13日（月）から同月16日（木）までの日</p>
販売価格	162円（図面のみ金額）

4 設計図書に対する質問及び回答

質問先	<p>米子市総務部契約検査課 ファクシミリ 0859-23-5368 ※質問事項を記載した書面（様式第6号）をファクシミリで送付のこと。</p>
受付期間	<p>平成30年8月6日（月）から同月27日（月）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで。</p>
回答方法	<p>米子市ホームページに順次掲載する。なお、質問がなかった場合には、掲載はしない。</p>

5 入札参加申込みの期限等

申込期限	平成30年8月27日（月）午後4時
申込場所	<p>鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部契約検査課 電話 0859-23-5365</p>
提出書類	<p>次の書類を、入札説明書に基づき各1部を持参の上、提出すること。 (1) 入札参加申込書（様式第1号） (2) 工事实績調書（様式第2号） (3) 配置予定技術者調書（様式第3号） (4) 誓約書（様式第4号） (5) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第5号）の写し ※提出書類様式の電子データ（ワード形式）の交付を希望する者は、総務部契約検査課（keiyaku@city.yonago.lg.jp）宛てに、工事名を明記の上、件名に「提出書類様式希望」と記載した電子メールを送信すること。</p>

指名通知	<p>平成30年8月29日（水）に、入札参加申込者に対し、ファクシミリにより審査結果を通知の予定。</p> <p>なお、次のいずれかの要件に該当するときは、指名を行わないものとする。</p> <p>(1) 入札参加資格者としての条件を満たさないとき。</p> <p>(2) 市が発注している工事（その瑕疵修補等の工事を含む。）の施工が著しく遅れている者がいるとき。</p> <p>(3) 賃金及び下請代金の支払並びに労働福祉の状況が著しく不健全であると認められる者がいるとき。</p> <p>(4) 市長が公共工事の受注者としてふさわしくないと認める者がいるとき。</p> <p>(5) 本件入札において、次のいずれかの関係にある入札参加希望者があったとき。ただし、この場合にあっては、指名競争入札参加資格における審査申請書に添付した経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の本入札参加資格に係る総合評定値において、最も高い点数を保有する者のみを指名するものとする。</p> <p>ア 入札参加希望者が他の入札参加希望者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係</p> <p>イ 入札参加希望者と他の入札参加希望者が、同一の会社の議決権保有者である関係</p> <p>ウ 入札参加希望者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札参加希望者の取締役を兼ねている関係</p> <p>エ 入札参加希望者の取締役と他の入札参加希望者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係</p> <p>オ その他上記の関係に準ずる関係</p>
その他	<p>配置予定技術者について、同時期に発注される米子市の他の競争入札と同一人である場合には、「建設工事に係る配置予定技術者の取扱いについて」（平成21年6月1日適用）により取扱う。</p>

6 入札日等

入札日	平成30年9月11日（火）午前11時
入札場所	鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階202会議室
入札書の提出方法	<p>郵便入札方式とする。</p> <p>(1) 郵送方法 設計図書販売店にて配布する指定封筒により、配達日指定郵便、かつ、特定記録郵便、簡易書留又は一般書留のいずれかの手続きを郵便局で行うこと。</p> <p>(2) 差出期限 平成30年9月7日（金）</p> <p>(3) 指定配達日 平成30年9月10日（月）※日付を間違えないこと。</p> <p>(4) 提出物 入札書及び工事費内訳書</p>
入札保証金	免除

その他	<p>(1) 入札者は、入札時に立会人として本件入札に参加すること。ただし、その立会人の数は、1入札者当り構成員数を上限とする。</p> <p>(2) 入札者が1入札者であっても、入札は執行するものとする。</p> <p>(3) 入札が完了に至るまでは、入札を辞退することができる。</p> <p>(4) 落札者の決定方法</p> <p>ア 本件工事の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者とする。ただし、本件入札は調査基準価格を設定しており、これを下回る価格の入札があった場合は、落札者の決定を保留し調査を行う。</p> <p>イ 調査の結果、その者の入札価格によっては当該内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。</p> <p>ウ 調査の対象となった入札者は、事後の事情聴取及び調査に協力すること。</p> <p>エ 調査によって落札者を決定した場合には、入札参加者全員に落札結果をファクシミリにより通知するものとする。</p> <p>オ 失格基準価格(当該入札の参加者のした入札金額の下位5件の平均値に0.85を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。ただし、失格基準価格が調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を失格基準価格とする。)を下回った入札者及び失格判断基準をすべて満たさない入札者は、失格とする。</p> <p>カ 低価格入札者が落札者となった場合は、当該共同企業体の代表者は監理技術者(電気通信工事業に係るものに限る。)を1名増員して配置すること。なお、この監理技術者については、当該構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。</p>
-----	--

7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、米子市総務部契約検査課(電話0859-23-5365・ファクシミリ0859-23-5368)とする。
- (2) 入札参加申込みは、入札参加の意向を確認するものであって、必ず指名されるとは限らない。
- (3) 提出された資料は、返却しないものとする。なお、提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。
- (4) 本件入札は、仮契約の締結後、本市議会の議決を受けた場合に限り有効となる。
- (5) 本件入札において落札の決定をされた者であっても、本契約日(議決の日)までの間に指名停止措置を受けた場合は、本契約を締結しないものとする。
- (6) 本入札説明書に記載のない手続きについては、地方自治法施行令、米子市建設工事執行規則又は米子市が定める工事入札関係手続きに基づくものとする。

様式第1号

入札参加申込書

平成 年 月 日

米子市長 伊 木 隆 司 様

工事名 米子市無線放送施設更新工事（第3期）

上記工事の公募型指名競争入札に参加を申し込みます。

（共同企業体の住所、名称及び代表者名）

㊞

（構成員の住所、名称及び代表者名）

㊞

（構成員の住所、名称及び代表者名）

㊞

（構成員の住所、名称及び代表者名）

㊞

連絡先 : 担 当 者
: 電 話 番 号
: ファクシミリ番号

工事实績調書

会社名		
工事名等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	請負金額（最終）	千円
	工期	
	受注形態	(%)
工事概要及び数量		

<記載要領>

- 1 共同企業体としての入札参加資格者条件となっている工事实績を記入すること。国、県等の施工実績及び鳥取県内での施工実績を優先して記入すること。
- 2 発注機関名は、米子市、鳥取県〇〇地方県土整備局、中国地方整備局〇〇工事事務所等と具体的に記入すること。
- 3 請負金額（最終）は、千円単位とし、百円単位を四捨五入して記入すること。
- 4 受注形態は、単独・共同企業体の別を記入すること。また、共同企業体の場合は、当該工事の出資比率を（ %）内に記入すること。
- 5 工事概要及び数量は、構造及び基礎の形式、規模、寸法、概略数量等について記入すること。
- 6 当該工事の確認書類として、工事实績サービスに基づく工事カルテの登録実績の出力票等（共同企業体による施工の場合はその協定書を含む。）を添付すること。
- 7 記載を要しない欄には、斜線を引くこと。

配置予定技術者調書

<p>会 社 名</p>			
<p>配置予定技術者の氏名</p>			
<p>法令による資格・免許 (取得年月日及び登録番号)</p>	<p>()</p>	<p>()</p>	<p>()</p>

<記載要領>

- 1 構成員ごとに配置予定技術者を記載すること。なお、配置予定技術者は、各構成員においてそれぞれ2人まで記載することができる。
- 2 共同企業体の代表者である場合は、法令による資格・免許の欄に、監理技術者証の交付を受け国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものについて記入し、資格証の写しを添付すること。
- 3 配置予定技術者は、3か月以上の継続雇用者であること。継続雇用者であることが確認できる書類（健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等）を添付すること。
- 4 指名通知後の配置技術者の変更は、原則として認めない。
- 5 記載を要しない欄には、斜線を引くこと。

誓 約 書

米子市との間に、米子市無線放送施設更新工事（第3期）の請負契約を締結したときは、構成員が連帯して施工に当たるとともに、建設業法（昭和24年法律第100号）他関係法令を遵守することを誓約します。

平成 年 月 日

（共同企業体の住所、名称及び代表者名）

印

（構成員の住所、名称及び代表者名）

印

（構成員の住所、名称及び代表者名）

印

（構成員の住所、名称及び代表者名）

印

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 米子市発注に係る米子市無線放送施設更新工事（第3期）（当該工事内容の変更に伴う工事及び附帯工事を含む。以下単に「建設工事」という。）の請負
- (2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、米子市無線放送施設更新工事（第3期）〇〇〇・〇〇〇・〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇〇会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分代金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇〇〇〇会社 〇〇%

〇〇〇〇〇会社 〇〇%

〇〇〇〇〇会社 〇〇%

- 2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工の都度、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は、行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により、残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成〇年〇月〇日

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社
代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社
代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地
商号又は名称 〇〇〇〇〇会社
代表者氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇 ⑩

